

第1章 特許権等の権利回復の要件の変更

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

① 権利等の回復規定

日本を含む各国の産業財産権制度においては、出願人や権利者（以下「出願人等」という。）と特許庁との間の各種手続の円滑な処理や、第三者の監視負担などに配慮し、出願人等が一定の期限までに特定の手続を行わなかった場合、出願人等が有していた権利を失ったり、先の出願の日から一定の期限を経過すると優先権を主張することができなくなる旨が規定されている。

一方で、このような規定により、実体的には保護を受けるための要件を備えた発明等が、軽微な手続のミスにより保護を受けられず、権利として活用されないこととなるなど、出願人等にとって酷な場合も存在することから、一定の要件の下、手続期間を徒過したことにより一旦は失われた権利や優先権（以下「権利等」という。）を回復する制度（以下「権利等の回復制度」という。）が設けられている。

[日本における権利等の回復制度の対象手続一覧]

[特許法による手続]

①	外国語書面出願の翻訳文（第36条の2第6項）
②	特許出願等に基づく優先権主張（第41条第1項第1号）
③	パリ条約の例による優先権主張（第43条の2第1項）
④	出願審査の請求（第48条の3第5項）
⑤	特許料の追納による特許権の回復（第112条の2第1項）

⑥	外国語でされた国際特許出願の翻訳文（第184条の4第4項）
⑦	在外者の特許管理人の特例（第184条の11第6項）

[実用新案法による手続]

⑧	実用新案登録出願等に基づく優先権主張（第8条第1項第1号）
⑨	パリ条約の例による優先権主張（第11条第1項で準用する特許法第43条の2第1項）
⑩	登録料の追納による実用新案権の回復（第33条の2第1項）
⑪	外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文（第48条の4第4項）
⑫	在外者の実用新案管理人の特例（第48条の15第2項で準用する特許法第184条の11第6項）

[意匠法による手続]

⑬	パリ条約の例による優先権主張（第15条第1項で準用する特許法第43条の2第1項）
⑭	登録料の追納による意匠権の回復（第44条の2第1項）

[商標法による手続]

⑮	商標権の回復（第21条第1項）
⑯	後期分割登録料等の追納による商標権の回復（第41条の3第1項）
⑰	防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録（第65条の3第3項）
⑱	書換登録の申請（附則第3条第3項）

② 特許法条約における権利の回復要件

特許法条約（Patent Law Treaty。以下「PLT」という。）は、各国で異なる特許の国内出願手続の調和や簡素化を目的とし、出願人等の利便性向上及び負担軽減を図る条約である。

PLTにおいては、権利等の回復制度の国際調和を図り、形式的又は手

統的な要件の瑕疵や手続期間の不遵守による権利等の喪失を避けるため、「手続の期間を遵守しなかったことがその直接の結果として出願又は特許に係る権利の喪失を引き起こしたとき」(PLT第12条)に、一定の要件の下、喪失した権利を回復することを締約国に求めている。また、「優先権の主張を伴う出願の出願日が、その優先期間の満了日の後、(規則に定める)期間内である場合」(PLT第13条)においても同様に、締約国は当該優先権を回復させる必要がある。その際の判断基準については、条約の定めにより、締約国は、以下のいずれかを選択することとされている(PLT第12条、第13条)。

- (i) 状況により必要とされる相当な注意(Due Care)を払ったにもかかわらず当該期間を遵守できなかったこと(以下「相当な注意基準」という。)
- (ii) その遅滞が故意でなかった(Unintentionalであった)こと(以下「故意でない基準」という。)

なお、商標分野においては、商標法に関するシンガポール条約(Singapore Treaty on the Law of Trademarks。以下「STLT」という。)において、PLTと同旨の規定が置かれている。

③ 日本における権利等の回復制度に関する経緯

日本は、PLT及びSTLTへの加入(平成28年6月)に先駆けて、権利等の回復制度の整備を順次進めてきた。平成23年の特許法、実用新案法、意匠法及び商標法(以下「特許法等」という。)の改正において、「相当な注意基準」を採用し、手続をすることができなかったことについて、従前の「その責めに帰することができない理由」に比して緩やかな要件である「正当な理由」があることと規定した。

さらに、平成26年の特許法等の改正において、出願審査の請求や優先権について権利等の回復を認める制度を導入し、救済の対象を拡充してきた。平成28年のPLT及びSTLTへの加入に際しても、日本は「相当な注意基準」

を採用し、平成23年の特許法等の改正によって定めた要件である「正当な理由」を維持することとした。仮に手数料を徴収せずに「故意でない基準」を選択した場合は、制度の濫用を招くおそれがあると考えられたためである。

(2) 改正の必要性

日本においては、特許庁の処分が後に行政争訟の対象となることも念頭に、「正当な理由」について慎重に解し、運用を進めてきた。

この結果、近年、国内外の出願人等から、日本の権利等の回復のための判断基準及び立証負担は、欧米諸国に比して厳格に過ぎるとの指摘を受けている。実態として、PLTに加入する諸外国における権利の回復申請に対する認容率は、故意でない基準を採用する国においては90%以上となっており、また、相当な注意基準を採用する国においても60%以上となっているが、日本の認容率は突出して低い（10～20%程度）。また、手続面でも証拠書類の提出を必須としている点で厳しい運用となっている。

特許等の権利化は国境を越えて行われることが多く、同様の手続の瑕疵に起因する期間徒過により喪失した権利等が他国では回復される一方、日本では回復されない場合には、結果として日本国内では十分な救済が得られない事態になる。

2. 改正の概要

(1) 「故意でない基準」への転換

PLTにおける権利等の回復のための要件を「相当な注意基準」から「故意でない基準」に転換し、特許法等において、手続期間を徒過した場合に救済を認める要件について、「(手続をすることができなかったことについて) 正当な理由がある」から「(手続をしなかったことが) 故意によるものでない」に改めることとした。

(2) 回復手数料の徴収

本改正により、権利等の回復は容易となるところ、制度の濫用を防ぐとともに、手続期間の遵守についてはこれを引き続き促進する必要があることから、それに十分な程度の手回復手数料を徴収することとした。その金額の水準は、消滅した権利を出願して再取得すると擬制した場合に特許庁に納付すべき金額（出願から権利化までに要する平均的な手数料額）に相当するものとした。

また、金額の算出に当たっての要素である出願手数料及び審査請求手数料が上限金額のみ法定されていることに鑑み、回復手数料についても、上限金額のみを法律に規定し、具体的金額は政令で定めることとした。

(3) 回復手数料の免除規定

回復手数料は、安易な申請による制度の濫用を防ぐために導入するものであり、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、出願人等がやむを得ない事情により、期間内に手続をすることができない場合にまで当該手数料を徴収するのは酷である。

このため、災害や感染症等によって、手続期間の徒過が出願人等の責めに帰することができない場合に、「第6章 災害等の発生時における割増手数料の免除」と同じ趣旨で、回復手数料を免除する規定を設けた。

3. 改正条文の解説

(1) 翻訳文の提出に係る権利の回復規定

◆特許法第36条の2第6項

第三十六条の二 (略)

2～5 (略)

6 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、第二項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、第四項に規定する期間内に前項に規定する翻訳文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

7・8 (略)

外国語書面出願の出願人は、出願日（優先権を主張したものにあっては、先の出願の日）から1年4月以内（当該出願が分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願である場合は、当該出願の日から2月以内）に、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができ（特許法第36条の2第2項）、当該期間内にこれら書面の翻訳文が提出されない場合、特許庁長官は出願人にその旨を通知しなければならない（同条第3項）。当該通知から所定の期間内に外国語書面（図面を除く。）の翻訳文が提出されなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされる（同条第5項）。

第6項は、同条第5項によって出願が取り下げられたとみなされた後も、一定の要件の下、外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文の提出を認めるものである。本改正は、その要件として、「(期間内に当該翻訳文を提出できなかつたことについて) 正当な理由がある」こととしていた点を改正し、

期間の徒過が故意によるものであった場合を除き、提出を認めることとした。なお、手続を認める期間及び具体的な申請の手続については、それぞれ経済産業省令で定める。

◆特許法第184条の4第4項

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第百八十四条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

5～7 (略)

特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty。以下「PCT」という。) の規定により、外国語でされた国際特許出願の出願人は、国際出願の日 (優先権を主張したものにあっては、先の出願の日) から原則2年6月 (国内書面提出期間) 内に、国際出願の明細書、請求の範囲、図面 (説明の部分) 及び要約の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出することができ (特許法第184条の4第1項)、当該期間内に明細書及び請求の範囲の翻訳文が提出されなかった場合、国際特許出願は取り下げられたものとみなされる (同条第3項)。

第4項は、同条第3項によって出願が取り下げられたとみなされた後も、一定の要件の下、国際出願の明細書、請求の範囲、図面 (説明の部分) 及び要約の翻訳文の提出を認めるものである。本改正は、その要件について、

同法第36条の2第6項と同様の措置を講じたものである。

◆実用新案法第48条の4第4項

(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

第四十八条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願の出願人は、当該明細書等翻訳文を提出することができるようになった日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

5～7 (略)

第48条の4第4項は、PCTに基づいて、一定の要件の下、外国語でされた国際実用新案登録出願の明細書等の翻訳文の提出を認める規定であり、当該要件について、特許法第184条の4第4項と同趣旨で改正することとした。

(2) 優先権の主張に係る権利の回復規定

◆特許法第41条第1項

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にさ

れたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合（その特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められる場合であつて、かつ、その特許出願が経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりされたものである場合を除く。）

二～五（略）

2～4（略）

自らの特許出願又は実用新案登録出願（先の出願）に記載された発明に基づく優先権の主張をするためには、先の出願の日から1年（優先期間）内に特許出願（後の出願）をしなければならない（特許法第41条第1項第1号括弧書以外の部分）。

同号括弧書は、後の出願が優先期間の経過後になされた場合であっても、一定の要件の下に優先権の主張を認めるものである。

本改正は、その要件として、「（優先期間内に後の出願をすることができなかつたことについて）正当な理由がある」こととしていた点を改正し、期間の徒過が故意によるものであった場合を除き、優先権の主張を認めることとした。

◆実用新案法第8条第1項

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その実用新案登録出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

- 一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合（その実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められる場合であつて、かつ、その実用新案登録出願が経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりされたものである場合を除く。）

二～五 （略）

2～4 （略）

第8条第1項は、一定の要件の下、実用新案登録出願等に基づく優先権の主張を認める規定であり、当該要件について、特許法第41条第1項第1号括弧書と同趣旨で改正することとした。

◆特許法第43条の2第1項

(パリ条約の例による優先権主張)

第四十三条の二 パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C(1)に規定する優先期間（以下この項において「優先期間」という。）内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかつた者は、経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であつても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。ただし、故意に、優先期間内にその特許出願をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 (略)

パリ条約第4条D(1)の規定による優先権の主張をするためには、他のパリ条約同盟国における特許出願（先の出願）の日から12か月（優先期間）内に特許出願（後の出願）をしなければならない（同条A(1)、C(1)）。

第43条の2第1項は、後の出願が優先期間の経過後になされた場合であっても、一定の要件の下、優先権の主張を認めるものであるが、本改正は、その要件について、同法第41条第1項第1号括弧書と同趣旨の改正を行ったものである。

なお、この規定は、先の出願が特許法第43条の3第1項及び第2項に規定する類型に該当する場合における優先権の主張（以下「パリ条約の例による優先権主張」という。）にも準用される（同条第3項）。

◆実用新案法第11条第1項

(特許法の準用)

第十一条 特許法第三十条（発明の新規性の喪失の例外）、第三十八条（共同出願）、第四十三条から第四十四条まで（パリ条約による優先権主張の手續等及び特許出願の分割）の規定は、実用新案登録出願に準用する。

2・3 （略）

実用新案法第11条第1項の規定により、特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む）の規定は、実用新案登録出願についてのパリ条約による優先権主張及びパリ条約の例による優先権主張にも準用される。

◆意匠法第15条第1項

(特許法の準用)

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）及び第四十三条から第四十三条の三まで（パリ条約による優先権主張の手續及びパリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時に」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

意匠法第15条第1項の規定により、特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む）の規定は、意匠登録出願につ

いてのパリ条約による優先権主張及びパリ条約の例による優先権主張にも準用される。

(3) 出願審査の請求に係る権利の回復規定

◆特許法第48条の3第5項及び第7項

(出願審査の請求)

第四十八条の三 (略)

2～4 (略)

5 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、出願審査の請求をすることができる。ただし、故意に、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

6 (略)

7 前三項の規定は、第二項に規定する期間内に出願審査の請求がなかつた場合に準用する。

8 (略)

特許出願に係る出願審査の請求は、出願の日から3年以内にしなければならず(特許法第48条の3第1項)、当該期間内に請求しなかった場合、当該特許出願は取り下げられたものとみなされる(同条第4項)。

第5項は、同条第4項によって出願が取り下げられたとみなされた後も、一定の要件の下、出願審査の請求を認めるものである。本改正は、その要件として、「(期間内に出願審査の請求をすることができなかつたことについて)正当な理由があること」としていた点を改正し、期間の徒過が故意によるものであった場合を除き、出願審査の請求を認めることとした。なお、手続を認める期間及び具体的な申請の手続については、それぞれ経済

産業省令で定める。

また、同条第7項の規定により、同条第5項の規定は特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願についての出願審査の請求にも準用される。

(4) 特許料等の追納に係る権利の回復規定

◆特許法第112条の2第1項

(特許料の追納による特許権の回復)

第百十二条の二 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を追納することができる。ただし、故意に、同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間内にその特許料及び割増特許料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 (略)

第4年以後の各年分の特許料は前年以前（納付期間）に納付しなければならないが（特許法第108条第2項）、納付期間経過後6月（追納期間）内であれば、特許料と同額の割増特許料とを合わせて追納することができる（同法第112条第1項、第2項）。追納期間を経過すると、特許権は当初の納付期間が経過する時に遡って消滅したものとみなされる（同条第4項）。

第112条の2第1項は、追納期間の経過後も、一定の要件の下、追納を認めるものである。本改正は、その要件として、「（期間内に追納することができなかつたことについて）正当な理由がある」こととしていた点を改正し、期間の徒過が故意によるものであった場合を除き、追納を認めるこ

とした。なお、手続を認める期間及び具体的な申請の手続については、それぞれ経済産業省令で定める。

◆実用新案法第33条の2第1項

(登録料の追納による実用新案権の回復)

第三十三条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができるようになった日から二月以内で同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後一年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料及び割増登録料を追納することができる。ただし、故意に、同項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び割増登録料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 (略)

実用新案法第33条の2第1項は、一定の要件の下、実用新案権の登録料及び割増登録料の追納を認める規定であり、当該要件について、特許法第112条の2第1項と同趣旨で改正することとした。

◆意匠法第44条の2第1項

(登録料の追納による意匠権の回復)

第四十四条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、同項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができるようになった日から二月以内で同条第一項の規

定により登録料を追納することができる期間の経過後一年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料及び割増登録料を追納することができる。ただし、故意に、同項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び割増登録料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 (略)

意匠法第44条の2第1項は、一定の要件の下、意匠権の登録料及び割増登録料の追納を認める規定であり、当該要件について、特許法第112条の2第1項と同趣旨で改正することとした。

◆商標法第21条第1項

(商標権の回復)

第二十一条 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その申請をすることができる。ただし、故意に、同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 (略)

商標権の存続期間は、設定登録の日から10年をもって終了する（商標法第19条第1項）。商標権者は、存続期間の満了前6月から満了日までの間に登録料の納付とともに更新登録の申請をすることができるが（同法第20条第2項、第40条第2項、第41条第5項）、申請期間経過後6月（追納期間）内であれば、登録料と同額の割増登録料の納付とともに更新登録申請をすることができる（同法第20条第3項、第43条第1項）。追納期間を経過す

ると、商標権は存続期間の満了時にさかのぼって消滅したものとみなされる（同法第20条第4項）。

同法第21条第1項は、第20条第4項に基づき商標権が消滅したとみなされた後も、一定の要件の下、更新登録の申請を認めるものである。本改正は、その要件について、特許法第112条の2第1項と同趣旨の改正を行ったものである。

◆商標法第41条の3第1項及び第3項

（後期分割登録料等の追納による商標権の回復）

第四十一条の三 前条第六項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を追納することができる。ただし、故意に、前条第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内にその後期分割登録料及び割増登録料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 （略）

3 前二項の規定は、前条第七項の規定により商標権の存続期間の満了前5年までに納付すべき登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を追納する場合に準用する。

商標権の設定の登録を受ける者は、登録料を前半と後半に分割して納付することができる。分割納付する場合、後半分の登録料（後期分割登録料）は商標権の存続期間の満了前5年までに納付しなければならないが（商標法第41条の2第1項）、納付期間経過後6月（追納期間）内であれば、同額の割増登録料と合わせて追納をすることができる（同条第5項、第43条第3項）。追納期間を経過すると、商標権は存続期間の満了前5年の日を

もって消滅したものとみなされる（同法第41条の2第6項）。

同法第41条の3第1項は、第41条の2第6項によって商標権が消滅したとみなされた後も、一定の要件の下、後期分割登録料及び割増登録料の納付を認めるものである。本改正は、その要件について、特許法第112条の2第1項と同趣旨の改正を行ったものである。

なお、同法第41条の3第3項の規定により、同条第1項の規定は、商標権の存続期間の更新登録の申請に際して登録料を分割納付した場合（同法第41条の2第7項）にも準用される。

(5) 在外者による特許管理人の届出の特例に係る権利の回復規定

◆特許法第184条の11第6項

(在外者の特許管理人の特例)

第百八十四条の十一（略）

2～5（略）

6 前項の規定により取り下げたものとみなされた国際特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる。ただし、故意に、第四項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

7・8（略）

PCTに基づく国際特許出願について、在外者である出願人は、国内処理基準時の属する日後、経済産業省令で定める期間（3月）内に、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければならず（特許法第184条の11第2項）、期間内に届出がない場合、特許庁長官はその旨を出願人に通知しなければならない（同条第3項）。出願人は、当該通知から経済産業省令で定める期間（2月）内に届出をすることができるが（同条第4項）、

当該期間内に届出がなかった場合、その国際特許出願は取り下げられたものとみなされる（同条第5項）。

同条第6項は、同条第5項によって国際特許出願が取り下げられたとみなされた後も、一定の要件の下、特許管理人の選任の届出を認めるものである。本改正は、その要件として、「(期間内に選任の届出をすることができなかつたことについて) 正当な理由がある」こととしていた点を改正し、期間の徒過が故意によるものであった場合を除き、届出を認めることとした。なお、手続を認める期間及び具体的な申請の手続については、それぞれ経済産業省令で定める。

◆実用新案法第48条の15第2項

(特許法の準用)

第四十八条の十五 (略)

2 特許法第百八十四条の十一（在外者の特許管理人の特例）の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用する。

3 (略)

実用新案法第48条の15第2項の規定により、特許法第184条の11第6項は、PCTに基づく国際実用新案登録出願について、在外者である出願人による実用新案管理人の選任の届出にも準用される。

(6) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録に係る権利の回復規定

◆商標法第65条の3第3項

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

第六十五条の三 (略)

2 (略)

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたときは、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その出願をすることができる。ただし、故意に、同項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

4 (略)

防護標章登録に基づく権利の存続期間は、設定登録の日から10年をもって終了するが（商標法第65条の2第1項）、当該存続期間は、その満了前6月から満了日までの間に更新登録の出願をすることにより、更新することができる（当該防護標章が登録要件を満たさなくなった場合を除く。第65条の2第2項、第65条の3第2項）。

第65条の3第3項は、同条第2項に定める期間の経過後も、一定の要件の下、更新登録の出願を認めるものである。本改正は、その要件として、「(期間内に申願をすることができなかつたことについて) 正当な理由がある」こととしていた点を改正し、期間の徒過が故意によるものであった場合を除き、出願を認めることとした。なお、手続を認める期間及び具体的な申請の手続については、それぞれ経済産業省令で定める。

(7) 書換登録の申請に係る権利の回復規定

◆商標法 附則第3条第3項

附 則（昭和34年法律第127号）

（書換登録の申請）

第三条（略）

2 (略)

3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたときは、同項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めるところにより、その申請をすることができる。ただし、故意に、同項に規定する期間内にその申請をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

平成4年3月31日までにされた商標登録出願に係る商標権を有する商標権者は、その商標権の指定商品を現行の商品区分に書き換えるための申請(書換登録の申請)をしなければならない(商標法附則第2条第1項)。書換登録の申請は、「受付開始日から起算して6月に達する日以降、最初に到来する商標権の満了日の前6月から満了日後1年の間」にすべきこととされている(同法附則第3条第2項)。

同法附則第3条第3項は、この期間の経過後も、一定の要件の下、書換登録の申請を認めるものである。本改正は、その要件として、「(期間内に書換登録の申請をすることができなかつたことについて) 正当な理由がある」こととしていた点を改正し、期間の徒過が故意によるものであった場合を除き、申請を認めることとした。なお、手続を認める期間及び具体的な申請の手続については、それぞれ経済産業省令で定める。

(8) 回復手数料の徴収に係る規定

◆特許法 別表

別表（第百九十五条関係）		
	納付しなければならない者	金 額
一～十 （略）		
十一	<u>第三十六条の二第六項、第四十一条第一項第一号括弧書、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第一百十二条の二第一項、第一百八十四条の四第四項又は第一百八十四条の十一第六項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）</u>	<u>一件につき 二十九万七千円</u>
十二～二十 （略）		

本章「2. 改正の概要(2)及び(3)」で述べたとおり、権利等の回復制度を見直すに当たり、当該制度の濫用を防ぐとともに、手続期間の遵守を促進する観点から、回復手数料を徴収することとした。また、その金額の水準は、消滅した権利を出願して再取得すると擬制した場合に特許庁に納付すべき金額（出願から権利化までに要する平均的な手数料の額）に相当するものとした。さらに、災害や感染症等によって、手続期間徒過が出願人等の責めに帰することができない場合に、回復手数料を免除することとした。

◆実用新案法 別表

別表（第五十四条関係）		
	納付しなければならない者	金 額
一～六（略）		
七	<u>第八条第一項第一号括弧書、第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（第十一条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第四十八条の四第四項又は第四十八条の十五第二項において準用する同法第百八十四条の十一第六項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）</u>	一件につき五万円
八～十二（略）		

前述した特許法の解説と同様である。

◆意匠法 別表

別表（第六十七条関係）		
	納付しなければならない者	金 額
一・二（略）		
三	<u>第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第四十四条の二第一項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）</u>	一件につき 二万五千円
四～十（略）		

前述した特許法の解説と同様である。

◆商標法 別表

別表（第七十六条関係）		
	納付しなければならない者	金 額
一～四（略）		
五	<u>第二十一条第一項、第四十一条の三第一項、第六十五条の三第三項又は附則第三条第三項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）</u>	一件につき 十万二千円
六～十（略）		

前述した特許法の解説と同様である。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした（改正法附則第1条第5号）。

(2) 経過措置

◆改正法附則第2条第1項～第4項及び第8項及び第10項～第11項

（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特許法（以下「第五号改正後特許法」という。）第三十六条の二第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）以後に特許法第三十六条の二第五項の規定により取り下げられたものとみなされる特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、なお従前の例による。

2 第五号改正後特許法第四十一条第一項（第一号括弧書に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する先の出願の日から一年を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 第五号改正後特許法第四十三条の二第一項（第五号改正後特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、パリ条約（特許法第三十六条の二第二項に規定するパリ条約をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。）第四条C(1)に規定する優先期間を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

4 第五号改正後特許法第四十八条の三第五項（同条第七項において

準用する場合を含む。)の規定は、第五号施行日以後に特許法第四十八条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により取り下げられたものとみなされる特許出願について適用し、第五号施行日前に同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、なお従前の例による。

5～7 (略)

8 第五号改正後特許法第一百十二条の二第一項の規定は、第五号施行日以後に第三号改正後特許法第一百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかったものとみなされる特許権について適用し、第五号施行日前に第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の特許法第一百十二条第四項から第六項まで又は第三号改正後特許法第一百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかったものとみなされた特許権については、なお従前の例による。

9 (略)

10 第五号改正後特許法第一百八十四条の四第四項の規定は、第五号施行日以後に特許法第一百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされる国際特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、なお従前の例による。

11 第五号改正後特許法第一百八十四条の十一第六項の規定は、第五号施行日以後に特許法第一百八十四条の十一第五項の規定により取り下げられたものとみなされる国際特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、なお従前の例による。

改正法の施行日前に期間徒過した手続については、改正法を適用せず、現行法の下での権利等の回復を認めることとした。

◆改正法附則第3条第1項～第2項及び第6項～第8項

(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）

による改正後の実用新案法（以下この条において「第五号改正後実用新案法」という。）第八条第一項（第一号括弧書に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する先の出願の日から一年を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

2 第五号改正後実用新案法第十一条第一項において準用する第五号改正後特許法第四十三条の二第一項（第五号改正後実用新案法第十一条第一項において準用する第五号改正後特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、パリ条約第四条C(1)に規定する優先期間を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

3～5 （略）

6 第五号改正後実用新案法第三十三条の二第一項の規定は、第五号施行日以後に第三号改正後実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したもの又は初めから存在しなかったものとみなされる実用新案権について適用し、第五号施行日前に第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の実用新案法第三十三条第四項若しくは第五項又は第三号改正後実用新案法第三十三条第四項若しくは第五項の規定により消滅したもの又は初めから存在しなかったものとみなされた実用新案権については、

なお従前の例による。

- 7 第五号改正後実用新案法第四十八条の四第四項の規定は、第五号施行日以後に実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされる国際実用新案登録出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。
- 8 第五号改正後実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する第五号改正後特許法第百八十四条の十一第六項の規定は、第五号施行日以後に実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する特許法第百八十四条の十一第五項の規定により取り下げられたものとみなされる国際実用新案登録出願について適用し、第五号施行日前に実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する特許法第百八十四条の十一第五項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

前述した特許法の解説と同様である。

◆改正法附則第4条第2項及び第5項

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 (略)

- 2 第三条の規定(附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の意匠法(以下この条において「第五号改正後意匠法」という。)第十五条第一項において準用する第五号改正後特許法第四十三条の二第一項(第五号改正後意匠法第十五条第一項において準用する第五号改正後特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、パリ条約第四条C(1)に規定する優先期間を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、そ

の経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

3・4 (略)

5 第五号改正後意匠法第四十四条の二第一項の規定は、第五号施行日以後に第三号改正後意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされる意匠権について適用し、第五号施行日前に第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の意匠法第四十四条第四項又は第三号改正後意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権については、なお従前の例による。

6 (略)

前述した特許法の解説と同様である。

◆改正法附則第5条第2項～第3項及び第6項及び第11項

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 (略)

2 第五条の規定による改正後の商標法（以下この条において「第五号改正後商標法」という。）第二十一条第一項の規定は、第五号施行日以後に商標法第二十条第四項の規定により消滅したものとみなされる商標権について適用し、第五号施行日前に同項の規定により消滅したものとみなされた商標権については、なお従前の例による。

3 第五号改正後商標法第四十一条の三第一項の規定は、第五号施行日以後に第四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の商標法（以下この条において「第三号改正後商標法」という。）第四十一条の二第六項の規定により消滅したものとみなされる商標権について適用し、第五

号施行日前に第四条の規定による改正前の商標法第四十一条の二第六項又は第三号改正後商標法第四十一条の二第六項の規定により消滅したものとみなされた商標権については、なお従前の例による。

4・5 (略)

6 第五号改正後商標法第六十五条の三第三項の規定は、第五号施行日以後に商標法第六十五条の三第二項に規定する出願の期間を経過する更新登録の出願について適用し、第五号施行日前に同項に規定する出願の期間を経過した更新登録の出願については、なお従前の例による。

7～10 (略)

11 第五号改正後商標法附則第三条第三項の規定は、第五号施行日以後に商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過する書換登録の申請について適用し、第五号施行日前に同項に規定する申請の期間を経過した書換登録の申請については、なお従前の例による。

前述した特許法の解説と同様である。